

## 第 35 回新潟市大規模小売店舗立地審議会 議事録

日 時 : 平成 28 年 3 月 15 日 (火) 午後 1 時 30 分から  
場 所 : 新潟市役所 分館 6 階 1-602 会議室  
出席者 : 岩瀬委員, 清水委員, 栗山委員, 武田委員, 田辺委員,  
中村委員, 長谷川委員  
審議事項 : ヨドバシ新潟の新設届出について (2 回目)  
審議内容 : 事務局による現地調査の内容説明及び審議会の助言に対する設置者対応  
の説明後, 審議を行った。

### 【ヨドバシ新潟について (2 回目)】

委員 屋上の駐輪場はなかなか使いづらいのではないかという印象があった。  
屋上の室外機について, 隣が住居だったら問題になることが危惧される  
が, ホテルなので, 即問題につながるということはないと思われる。  
駐車場について, 初めて来店する客にはやはりわかりづらいと感じた。  
大店立地法に基づく点は, 特に問題は見受けられなかった。

委員 駐輪場は, 店舗前に公設で有料のものがあるが, 店舗屋上のは無料な  
ので, そこにあることが知られば利用は見込めると思われる。ただ, 屋上  
駐輪場の一部は, 遮音壁により, 警備員室から死角になるため, 防犯上の懸  
念がある。  
宣伝の音響について, 閉店が 23 時であれば騒音の影響が大きいと思われ  
るが, 22 時閉店なので, それほど大きな問題もないかと思う。しかし, 多少  
気になる点ではある。  
店舗北側の提携駐車場から店舗北側出入口までの誘導があるかと設置者  
に確認したが, その誘導は考えてないとのことで, 公共交通機関を利用した  
客が主であるという印象であった。

委員 駐車場は届出駐車場となっているレクスンだけか。

事務局 1 回目審議会で話があったが, レクスンパーキングのほかにも, 万代口側  
の新潟万代駐車場とも提携している。さらに, 直近で確認した際には, 他に  
も近隣で提携できる見込みがあるとのことであった。

委員 設置者からは, 大きな荷物はお客様の車まで運び, さらに大きな荷物は配  
送するサービスがあるとの説明があった。

委員 駐車場の周知はインターネットの周知が主とのことだが、店舗を目指してきた車利用者に、店舗前の看板等で周知することが望ましいと思うが、難しいのだろうか。

事務局 設置者からは、店舗前に看板を設置することによって、それを見るお客様でかえって混雑を招く恐れもあることから、看板は設置せず、必要があれば警備員や誘導員に案内させる方法をとるとの説明があった。

委員 駐車場が隣接していないということだけでも伝わるといいと思う。

委員 周知方法がホームページだけだと、ホームページを見ないで来た人たちが、現地に来てから困ってしまい、交通渋滞になりかねない。何かしら掲示があるといい。

事務局 その点は、設置者に再度伝える。

委員 自転車用のエレベーターは、通常のエレベーターより開放時間が長いなどの工夫があるものなのか。

事務局 中に入ることはできなかったので確認はできなかったが、荷さばきのエレベーターも兼ねているので、開放の延長ができたり、開放時間が長かったり、といったところはあると想定される。

委員 駐輪場は無料ということが知られば、利用は多いかもしれない。

委員 1階も屋上も警備員の前を通るため、あまり気楽に使える感じではないと思うが、利用はあると思う。

委員 来客用エレベーターと荷さばき用エレベーターは別になっているのか。

事務局 別に設けられている。

委員 使用頻度が高いと思われるので、エレベーター事故がないよう、設置者には点検をしっかりとしてほしい。

委員 荷さばきは午前中だけか。

事務局 基本的には開店前に1本だけ、また、商品の配送用に小さな車を多少予定

している。届出上は余裕を見ているため、実際に届出どおりに荷さばき施設を利用することはない見込みである。

委員 現店舗からの引っ越しはどうするのか。

委員 新店舗用に、什器も商品もすべて新しく用意するとのことであった。現店舗の商品等は売り尽くしセールをするとのこと。

委員 駐輪場が警備員室から見えないため、たまり場となることが危惧される。死角となる部分が見えるように、防犯カメラ等は設置されていないのか。

事務局 駐輪場用エレベーターを利用して屋上に上がってから、屋外に出るところに1台、防犯カメラが設置されているとのことですが、駐輪場には防犯カメラはないとのこと。

委員 死角になるところにダミーでもいいので設置されているといいと思う。

委員 今からでは変更はできないが、もし何か起きた場合には、遮音壁をポリカにして死角を減らすという対応も考えられる。

委員 警備室からちゃんと確認できるようになるだけで、利用者の意識はかなり違ってくると思うので配慮を求めたい。

委員 この点については、強い意見も出ているので、今すぐには難しいと思うが、場合によっては対応してもらえよう設置者に求めてほしい。

室外機越しにでもいいので駐輪場出入口付近からでも確認できるようにする、または防犯カメラやダミーカメラを設置する、といったことをお願いしたい。

事務局 庁内の関係部署や審議会からの助言、意見書の内容について、設置者は適切な環境配慮策を検討し、対応している又は対応していくとの申し出を受けている。よって、市の意見については「意見なし」として審議会に諮問する。

なお、本日欠席された委員から、「新潟駅前への出店であり、道路の混雑が予想されることから、混雑が確認できた際には可能な限り混雑緩和に努める旨の留意事項を付すことが望ましい」との意見をいただいている。その点も含めて審議されたい。

委員 いまほど出た意見を留意事項として付すことについて、意見はあるか。

委員 異議なし。

委員 その他、本日の審議の中で出た、駐輪場の死角にかかる内容は留意事項とすべきか。

委員 事務局から審議会で出た意見として伝えてもらえれば、留意事項として付すことまでは必要ないと思われる。

委員 前回の審議会で、障がい者の交通の安全性について意見が出ていたが、その点について留意事項とする必要はあるか。

委員 混雑への懸念という留意事項を付してもらえれば、事足りると思われる。

委員 混雑の緩和は設置者にできるものなのか。

事務局 あくまでも設置者にできる範囲になるので、混雑しない経路案内や、信号の設置を県警と協議することが想定される。

委員 出店先に商店街があれば、そちらともしっかりと意見交換して協力していくことをお願いしたいが。

事務局 ちょうど商店街がない場所である。

委員 渋滞に限らず、歩行者への安全や騒音などの話も出たので、「開店に伴う不都合が生じた場合には」と広く見た方がいいと思われる。

委員 意見なしの旨諮問を受けているが、前述の内容を留意事項として付すことを本審議会における答申としてよろしいか。

委員 異議なし。

(審議会として、「意見なし、但し、留意事項あり」として審議を終えた。)